



投資信託説明書(目論見書)
2005.02



投資信託説明書(交付目論見書)
2005.02

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな・SG レディース バランスファンド」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年2月4日に関東財務局長に提出しており、平成17年2月20日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は投資家の請求により交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・SG レディース バランスファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元金が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	2005年 2月 4日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右 近 徳 雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・SG レディース バランスファンド (愛称:「Love Me! (ラブ・ミー!)」)
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額 当初募集期間:上限300億円 継続募集期間:上限3,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

目論見書の概要		巻頭
第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		4
第1 ファンドの状況		4
1 ファンドの性格		4
2 投資方針		10
3 投資リスク		23
4 手数料等及び税金		25
5 運用状況		29
6 手続等の概要		30
7 管理及び運営の概要		32
第2 財務ハイライト情報		35
第3 内国投資信託受益証券事務の概要		35
第4 ファンドの詳細項目の項目		36
約 款		巻末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の内容を「目論見書の概要」としてまとめております。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・SG レディース バランスファンド（愛称：「Love Me!（ラブ・ミー!）」）

商 品 分 類	追加型株式投資信託／バランス型
運用の基本方針	外国債券および国内株式に分散投資を行い、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	「SG 海外国債 マザーファンド」受益証券と「SG レディース 国内株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。
ファンドのリスク	ファンドは「SG 海外国債 マザーファンド」および「SG レディース 国内株式 マザーファンド」を通して、株式などの値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
信 託 期 間	2005年3月18日から2015年3月16日まで
決 算 日	原則月1回、毎月15日に決算を行います（休日の場合は翌営業日）。ただし、第1期計算期間は2005年3月18日から2005年6月15日までとします。
分 配 方 針	毎月決算時に原則として収益の分配を行う方針です。分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
お 申 込 日	毎営業日、取得のお申込みができます。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合は、取得のお申込みの取扱いをいたしません。
お 申 込 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）
お 申 込 単 位	自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位 一般コース：1万口以上1万口単位
お 申 込 手 数 料 率	2.1%（税抜き2.0%）を上限として販売会社が定める料率とします。
ご 解 約（換 金）	・毎営業日、解約のお申込みができます。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合は、解約のお申込みの取扱いをいたしません。 ・解約金は、原則として、解約お申込受付日から起算して5営業日目よりお支払いいたします。
ご 解 約 価 額	解約お申込受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保金	ございません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率1.344%（税抜き1.280%）※を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の内訳につきましては、目論見書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社

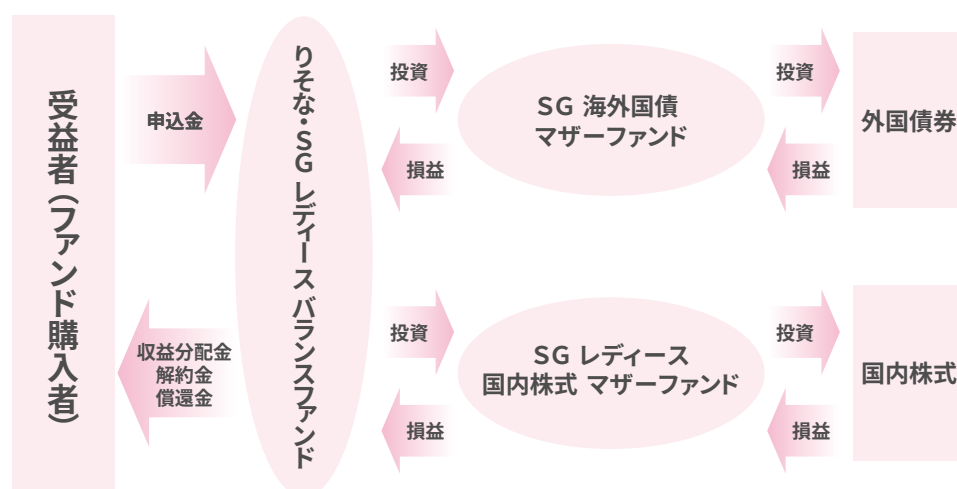
ファンドの特色

1. 外国債券と国内株式の2つの資産に分散して投資を行い、インカムゲイン（債券のクーポンによる利息収入）を中心に安定した収益の確保と、中長期にわたってファンドの資産の成長を目指します。

- ▶ ファミリーファンド方式で運用を行います。
（外国債券と国内株式の実質的な運用は、マザーファンドを通じて行います。）

くろそな・SG レディース バランスファンドの仕組み>

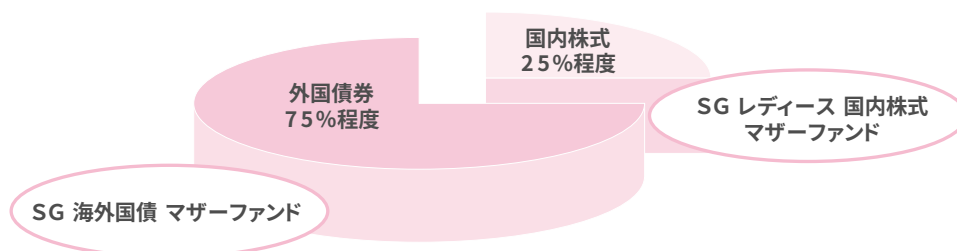
外国債券には「SG 海外国債 マザーファンド」を通じて、国内株式には「SG レディース 国内株式 マザーファンド」を通じて投資します。



2. 外国債券（「SG 海外国債 マザーファンド」）への投資は75%程度、国内株式（「SG レディース 国内株式 マザーファンド」）への投資は25%程度を基本とします。

※ただし、当初設定日直後、大量の取得・解約申込みが発生したとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の資産配分ができないことがあります。

- ▶ 原則として、実質外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。



3. 毎月決算を行い、外国債券からのクーポン収益を中心に原則として毎月分配します。また、国内株式の配当と値上がり益から年に1回の分配を目指します。

- ▶ 分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動します。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ▶ 12月の決算では、ボーナス分配を目指しますが、基準価額が下落した場合、分配対象額が少額の場合には、ボーナス分配ができない場合もあります。

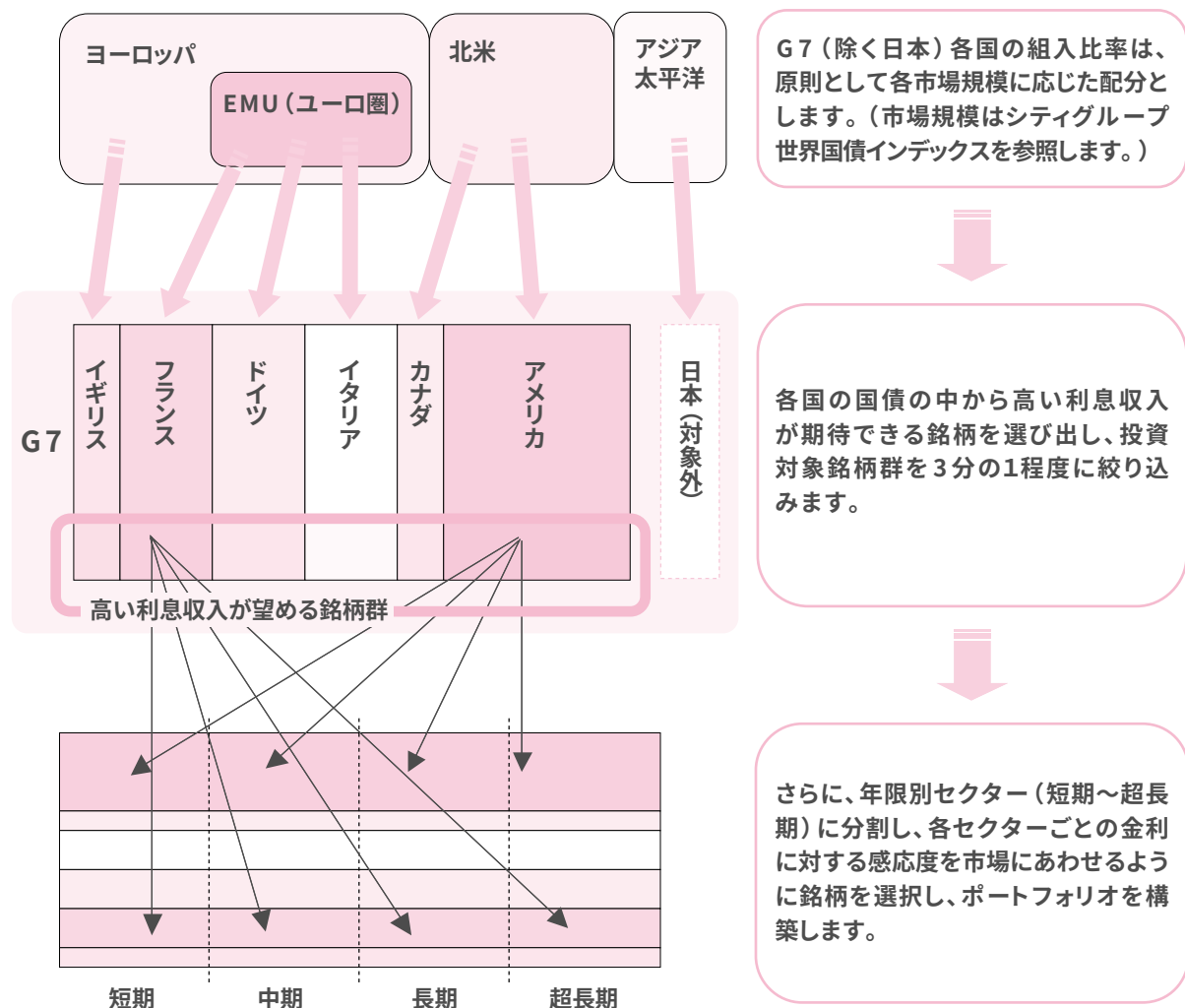
参 考 情 報

外国債券の運用

「SG 海外国債 マザーファンド」の投資方針

- ◆ 主として、日本を除くG7（アメリカ・カナダ・ドイツ・フランス・イタリア・イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（ソブリン債）に投資し、インカムゲイン（債券のクーポンによる利息収入）を中心に安定した収益の確保を目指します。ただし、金利環境等によっては、G7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することもあります。
- ◆ 原則として、為替ヘッジを行いません。

※ ただし、当初設定日直後、大量の取得・解約申込みが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の運用が行われないことがあります。



国内株式の運用

「SG レディース 国内株式 マザーファンド」の投資方針

- ◆ 主として、日本の証券取引所に上場している企業のうち、女性に企業ブランド価値が認知、評価されている企業に投資します。
- ◆ 投資銘柄は、原則として「Brand INDEX[®] (for Ladies)」(以下、「ブランド・インデックス[®] (フォー・レディース)」)といたします。(採用銘柄とします。

(「ブランド・インデックス[®] (フォー・レディース)」が算出・公表されなくなった場合は、この限りではありません。)

※ただし、当初設定日直後、大量の取得・解約申込みが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

「ブランド・インデックス[®] (フォー・レディース)」について

「ブランド・インデックス[®] (フォー・レディース)」は、企業ブランド価値コンサルティング会社である株式会社ブランド・ヴェンチャーズが開発し算出・公表する株式指数です。採用銘柄は、財務要因や流動性を考慮したうえで、女性による認知度・評価度の高さを基準に選定されます。

インデックスのコンセプト

女性の消費行動は男性に比べ、嗜好やブランド価値に影響を受けやすい

女性の消費行動は男性に比べ、景気動向に左右されにくい

女性による認知度が高くかつ企業ブランド価値が高い企業は、景気動向に左右されず安定的に成長する

株価も市場動向に対して安定的に上昇する

《企業ブランド価値とは》

企業が持つ付加価値の総体を指します。ブランド価値が向上することで、価格の優位性や顧客の継続購入などが期待でき、企業の成長性や安定性、収益性が高まることが期待できます。

採用銘柄の抽出プロセス

女性の認知度・評価度が高い企業を抽出
一般消費者を対象に、原則全上場公開企業に対するイメージ調査を行い、その中から女性の認知度のみならず評価度が高い企業順にランキング。

経済的な企業ブランド価値による絞込み
ブランド力により生まれる価格優位性等に着目した財務データをもとにランキング。
上位1/4に該当する企業のみを選択。

流動性の高さで絞込み
時価総額100億円以上

最終選定企業
上位約50社

※企業の評価度調査は毎年7月に実施、インデックス採用銘柄入れ替えは年1回9月に実施します。



※企業ブランド価値に関する調査および企業ブランド価値の数値の算出は、(株)ブランド・ヴェンチャーズが行い、「ブランド・インデックス[®] (フォー・レディース)」の算出・公表を行います。(2004年9月1日に、10,000円で算出を開始。)

※目論見書等における「ブランド・インデックス[®] (フォー・レディース)」に関する説明資料の出所は、(株)ブランド・ヴェンチャーズです。

※「ブランド・インデックス[®]」は、(株)ブランド・ヴェンチャーズの登録商標であり、「ブランド・インデックス[®]」の算出に係る算出プログラムは、2005年2月現在、特許申請中です。

※「ブランド・インデックス[®] (フォー・レディース)」は、「ブランド・インデックス[®]」の派生インデックスとして、その使用は(株)ブランド・ヴェンチャーズが認めた者に限定されます。

運用リスク

当ファンドは、分散投資などによりリスクの分散、抑制に努めています。

価格変動リスク：外国債券と国内株式の2つの資産へ分散投資をすることにより、ひとつの資産固有の価格変動リスクを分散します。

為替変動リスク：複数の通貨に分散投資することで単一通貨固有の為替変動リスクを分散します。

信用リスク：外国債券への投資では、主に格付けの高い先進国の政府や政府機関等が発行する債券に分散投資をすることで信用リスクを分散、抑制します。国内株式への投資では、50社程度に分散投資をすることで、信用リスクを分散、抑制します。

しかし、当ファンドの基準価額を変動させる大きな要因となるリスクには主に次のようなものがありますので、十分にご理解いただきご投資くださいますようお願い申し上げます。

外国債券への投資に伴うリスク

- ① **価格変動リスク：**債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落し、基準価額が下がる要因となります。
- ② **為替変動リスク：**海外の債券に投資するため、為替変動の影響を受けます。一般に円高が進行した場合にはファンドの基準価額が下がる要因となります。
- ③ **信用リスク：**債券の発行国の財務状況悪化などにより、利息または償還金の支払いが遅延したり履行されないリスクがあります。

国内株式への投資に伴うリスク

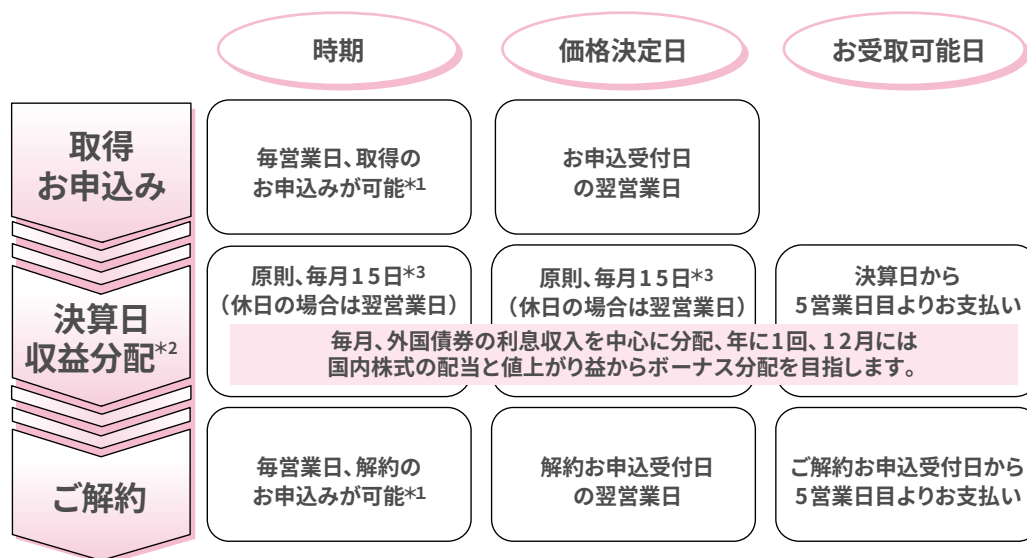
- ① **価格変動リスク：**株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。
- ② **信用リスク：**株式の発行体の倒産や財務状況の悪化などにより、株価が下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一のマザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受ける場合があります。

なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

ご投資の流れ



*1 ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合、取得および解約のお申込みの受付は行いません。また、受付時間は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

*2 分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動します。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。12月の決算では、ボーナス分配を目指しますが、基準価額が下落した場合、分配対象額が少額の場合には、ボーナス分配ができない場合もあります。

*3 ただし、1回目の決算日は2005年6月15日です。

お申込みに当たって

お申込みは、販売会社で承ります。

お 申 込 日

原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合は、取得のお申込みの取扱いをいたしません。

お 申 込 時 間

お申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

お 申 込 手 続 き

分配金の受取方法の違いにより「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

- ◆ 「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後、手数料なしで自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受取ることを選択することもできます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。その際、保護預かりに関する契約を同時に締結していただき、受益証券は全て保護預りとなります。

- ◆ 「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「一般コース」の場合でも、販売会社と保護預り契約を締結していただくことにより、販売会社の保護預りからとすることができます。

※毎月あらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込を行う「定時定額購入取引(積立て)」につきましては、各販売会社にお問い合わせください。

お申込単位

自動けいぞく投資コース: 1万円以上1円単位
一般コース: 1万口以上1万口単位

お申込価額

お申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口あたり1円)でのお買付けになります。

お申込手数料

お申込手数料は、お申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、2.10%(税抜き2.00%)を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得お申込時にご負担いただくものとします。

お申込代金: お申込金額にお申込手数料およびお申込手数料に対する消費税相当額を加算した取得申込総金額

自動けいぞく投資コース ＜お申込代金(口数)＞	一般コース ＜お申込代金(口数)＞	＜手数料率＞
1億円(口)未満	1億円(口)未満	2.100%(税抜き2.0%)
1億円(口)以上	1億円(口)以上	1.575%(税抜き1.5%)

※販売会社の本支店により取扱コース等が異なる場合があります。また、お申込コース等により手数料が異なる場合があります。

※お申込手数料には消費税等相当額が含まれます。

※収益分配金再投資による買付けの場合は、手数料はございません。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金について

毎決算時(原則として毎月15日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

収益分配方針

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とし、委託会社が基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

受取り方法

収益分配金の受取り方法は、次の2種類があります。

＜自動けいぞく投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いたあと、手数料なしで自動的に再投資されます。(ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受取ることを選択することもできます。収益分配金をお支払いする場合は、原則として決算日から起算して5営業日目より、お申込みの販売会社においてお支払いいたします。)

＜一般コースの場合＞

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目より、お申込みの販売会社においてお支払いいたします。

収益の留保額

収益分配金にあてずに信託財産に留保した収益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ご解約（換金）に当たって

解約お申込日

原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合は、解約のお申込みの取扱いをいたしません。

解約お申込時間

お申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付け時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

解約手続き

取得のお申込みを行った販売会社で受付けます。ただし、お申込コースによって解約の手続きが異なります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

解約単位

自動けいぞく投資コース：1口単位
一般コース：1万口単位

解約時の価額

解約お申込受付日の翌営業日の基準価額でのご解約になります。

解約時の手数料

解約時の手数料および信託財産留保金は、ございません。

解約金のお支払

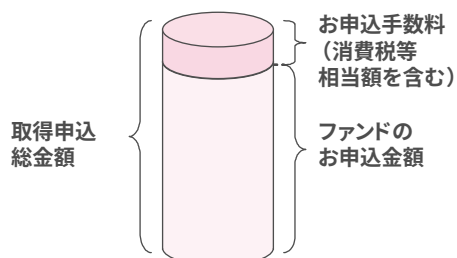
原則として、解約お申込受付日から起算して5営業日目よりお支払いいたします。

※買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

費用および税金

取得お申込時にお支払いただく金額

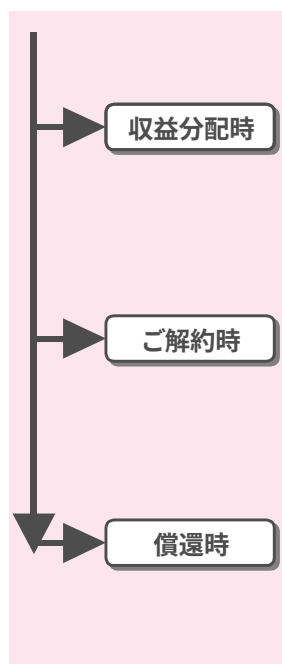
取得申込総金額をお支払いただきます。取得申込総金額とはファンドのお申込金額にお申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。お申込手数料率は、販売会社やお申込コース等によって異なります。



**お申込手数料率が2.1%の場合にファンドを100万円分
取得する際の計算例**

ファンドのお申込金額 お申込手数料 取得申込総金額
 1,000,000円 + 21,000円 = 1,021,000円

ファンド取得後、ご解約（換金）いただくまでにかかる費用および税金（個人の受益者の場合）



収益分配時にかかる税金

決算日ごとに委託会社が決定した収益分配金をお支払いたします。収益分配金には普通分配金と特別分配金※があり、そのうち普通分配金に対しては、その都度10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

ご解約時

ご解約時にかかる費用および税金

解約価額（解約お申込受付日の翌営業日の基準価額）でご換金いただきます。また、解約価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合、超過額に対して10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

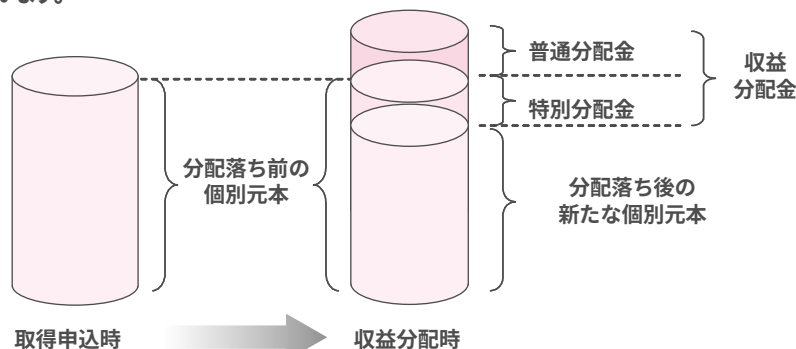
償還時

償還時にかかる税金

償還時の価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合、超過額に対して10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

（注）上記の税率は、2005年2月現在のものです。税制が改正された場合等には、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

※ 収益分配落ち後の基準価額が受益者ごとの個別元本を下回っていた場合、収益分配金のうち、下回った額に相当する部分を「特別分配金」といいます。



ファンドの情報開示について

ファンドの情報開示については販売会社にお問合せいただくか、委託会社（下記、お問い合わせ先）にお問合せいただくことによって、情報入手・閲覧していただくことができます。

委託会社のお問い合わせ先



ASSET MANAGEMENT

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス：<http://www.sgam.co.jp/>

基準価額

基準価額は、委託会社の営業日において毎日計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことによって知ることができます。

翌日の日本経済新聞の朝刊に基準価額が掲載されます。

（オープン基準価格欄 [SGアセット] にて「ラブミー」の略称で掲載されます。）

※基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

週次・月次レポート

ファンドの信託財産の状況、運用経過をまとめ、原則として週次または月次レポートとして開示を行う方針です。これらのレポートは委託会社のホームページで閲覧することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月の決算期末ごと、およびファンドの運用の終了時（償還時）に、運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。販売会社はあらかじめ申し出を受けた住所に運用報告書を送付します。

りそな・SG レディース バランスファンド (愛称:「Love Me! (ラブ・ミー!)」) 用語集

本目論見書中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運 用 報 告 書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことで、一定期間ごと(決算日に合わせるが多い)や償還日に発行され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解 約 価 額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株 式 投 資 信 託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、募集期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
為 替 ヘ ッ ジ	外貨建て資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合がありますが、この為替変動リスクを軽減する手段をいいます。
基 準 価 額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個 別 元 本 方 式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本を基に算出する方式です。
受 益 証 券	契約型投資信託における当該投資信託の保有者である受益者の受益権を表わす証券のことです。
純 資 産 総 額	ファンドに組み入れられている有価証券を時価で評価計算し、その合計に未収利息などを加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表す数字です。
償 還	ファンドの運用を終了すること。予め決められた期日を迎える満期償還と、期日以前に運用を終了する繰上償還があります。
信 託 財 産 留 保 額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信 託 報 酬	ファンドの中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追 加 型 投 資 信 託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドを追加型(オープン型)の投資信託といいます。
特 別 分 配 金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・SG レディース バランスファンド

(愛称:「Love Me! (ラブ・ミー!)」、以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

記名・無記名の別 : 原則無記名式(記名式への変更も可能)

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け : 格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券(以下、「受益証券」といいます。)です。

(3) 発行価額の総額

① 当初募集期間(平成17年2月21日から平成17年3月17日)

300億円を上限とします。

② 継続募集期間(平成17年3月18日から平成18年6月15日)

3,000億円を上限とします。

(4) 発行価格

① 発行価格

(イ) 当初募集期間(平成17年2月21日から平成17年3月17日)

受益証券1口当たり1円とします。

(ロ) 継続募集期間(平成17年3月18日から平成18年6月15日)

取得申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

[※]基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益証券1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。このように算出される基準価額は、組入価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取り扱いを行う登録金融機関(以下、「販売会社」といいます。)または委託会社(後述の「(12) その他 ④ その他」をご参照ください。)にお問い合わせください。

また当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄「SGアセット」にて「ラブミー」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、当初募集期間中においては1口につき1円に、継続募集期間中においては取得

申込日の翌営業日の基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。詳しくは販売会社（「**(12) その他** ④ その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

(6) 申込単位

1口単位または1円単位をもって、販売会社が定める単位とします。

なお、販売会社が取り扱う申込コースによって異なる場合があります。詳しくは販売会社（「**(12) その他** ④ その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

① 当初募集期間：平成17年 2月 21日から平成17年 3月 17日まで

② 継続募集期間：平成17年 3月 18日から平成18年 6月 15日まで※

※ 継続募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドのお申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（「**(12) その他** ④ その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

(9) 払込期日

① 当初募集期間

申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し受益証券の取得申込みを行います。申込者は、申込期間中に取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。発行価額の総額は、払込期日（平成17年3月18日）に、販売会社により委託会社を経由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

② 継続募集期間

申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し受益証券の取得申込みを行います。申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。各取得申込日の継続募集にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を経由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料、申込手数料にかかる消費税および地方税に相当する金額（以下、「消費税等相当額」といいます。）を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせ下さい。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(12) その他

① 取得申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの申込みには、分配金の受取方法により「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」とがあります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。その際、保護預かりに関する契約を同時に締結していただき、受益証券は全て保護預かりとなります。

毎月あらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行う「定時定額購入取引（積立て）」につきましては、各販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。また、継続募集期間において、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。

② 取得申込受付の中止

委託会社が止むを得ない事情があると判断した場合、取得申込みの受付を取り消すことがあります。

③ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④ その他

委託会社へのお問い合わせ先

委託会社へのお問い合わせ先



ASSET MANAGEMENT

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

この投資信託は、主として「SG 海外国債 マザーファンド」受益証券および「SG レディース 国内株式 マザーファンド」受益証券への投資を通じて、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託・バランス型※に属し、運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。当ファンドは、主として「SG 海外国債 マザーファンド」の受益証券および「SG レディース 国内株式 マザーファンド」の受益証券に投資します。

※ 「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、主として株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドをいいます。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は 3,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することが出来ます。

④ ファンドの特色

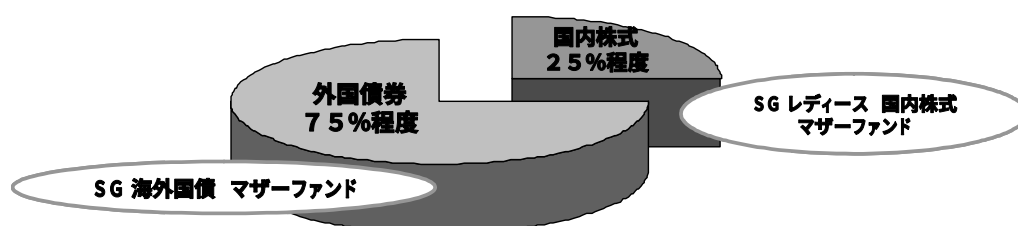
1. 外国債券と国内株式の2つの資産に分散して投資を行い、インカムゲイン（債券のクーポンによる利息収入）を中心に安定した収益の確保と、中長期にわたってファンドの資産の成長を目指します。

➤ ファミリーファンド方式で運用を行います。
(外国債券と国内株式の実質的な運用は、マザーファンドを通じて行います。)

2. 外国債券(「SG 海外国債 マザーファンド」)への投資は75%程度、国内株式(「SG レディース 国内株式 マザーファンド」)への投資は25%程度を基本とします。

※ ただし、当初設定日直後、大量の取得・解約申込みが発生したとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の資産配分ができないことがあります。

➤ 原則として、実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。



3. 毎月決算を行い、外国債券からのクーポン収益を中心に原則として毎月分配します。また、国内株式の配当と値上がり益から年に1回の分配を目指します。

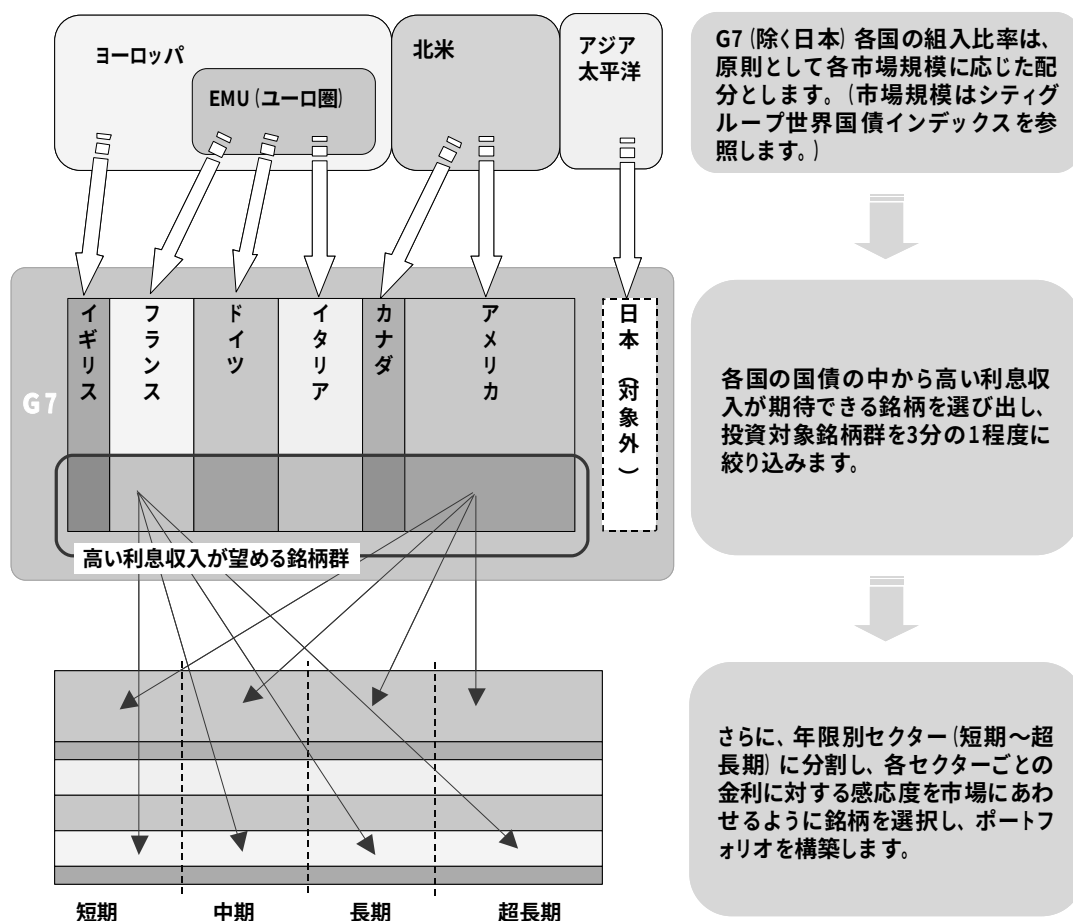
- 分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動します。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 12月の決算では、ボーナス分配を目指しますが、基準価額が下落した場合、分配対象額が少額の場合には、ボーナス分配できない場合もあります。

参 考 情 報

外国債券の運用

「SG 海外国債 マザーファンド」の投資方針

- ◆ 主として、日本を除くG7（アメリカ・カナダ・ドイツ・フランス・イタリア・イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（ソブリン債）に投資し、インカムゲイン（債券のクーポンによる利息収入）を中心に安定した収益の確保を目指します。ただし、金利環境等によっては、G7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することもあります。
 - ◆ 原則として、為替ヘッジを行いません。
- ※ ただし、当初設定日直後、大量の取得・解約申込みが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の運用が行われないことがあります。



国内株式の運用

「SG レディース 国内株式 マザーファンド」の投資方針

- ◆ 主として、日本の証券取引所に上場している企業のうち、女性に企業ブランド価値が認知、評価されている企業に投資します。
- ◆ 投資銘柄は、原則として「Brand INDEX® (for Ladies)」(以下、「ブランド・インデックス® (フォー・レディース)」)といたします。(「ブランド・インデックス® (フォー・レディース)」が算出・公表されなくなった場合は、この限りではありません。)

※ただし、当初設定日直後、大量の取得・解約申込みが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

「ブランド・インデックス® (フォー・レディース)」について

「ブランド・インデックス® (フォー・レディース)」は、企業ブランド価値コンサルティング会社である株式会社ブランド・ヴェンチャーズが開発し算出・公表する株式指数です。採用銘柄は、財務要因や流動性を考慮したうえで、女性による認知度・評価度の高さを基準に選定します。

インデックスのコンセプト

女性の消費行動は男性に比べ、嗜好やブランド価値に影響を受けやすい。

女性の消費行動は男性に比べ、景気動向に左右されにくい。

女性による認知度が高く、かつ企業ブランド価値が高い企業は、景気動向に左右されず安定的に成長する。

株価も市場動向に対して安定的に上昇する。

《企業ブランド価値とは》

企業が持つ付加価値の総体を指します。ブランド価値が向上することで、価格の優位性や顧客の継続購入などが期待でき、企業の成長性や安定性、収益性が高まることが期待できます。

採用銘柄の抽出プロセス

女性の認知度・評価度が高い企業を抽出

一般消費者を対象に、原則全上場公開企業に対するイメージ調査を行い、その中から女性に認知度のみならず評価度が高い企業順にランキング。

経済的な企業ブランド価値による絞り込み

ブランド力により生まれる価格優位性等に着目した財務データをもとにランキング。上位1/4に該当する企業のみを選択。

流動性の高さで絞り込み

時価総額100億円以上

最終選定企業
上位約50社

※ 企業の評価度調査は毎年7月に実施、インデックス採用銘柄入れ替えは年1回9月に実施します。



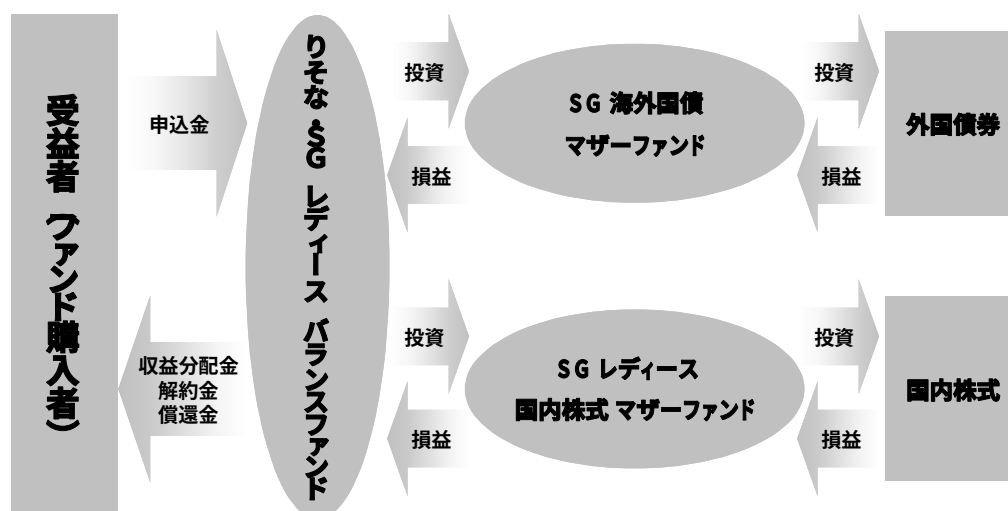
- ※ 企業ブランド価値に関する調査および企業ブランド価値の数値の算出は、(株)ブランド・ヴェンチャーズが行い、「ブランド・インデックス® (フォー・レディース)」の算出・公表を行います。(2004年9月1日に、10,000円で算出を開始。)
- ※ 目論見書等における「ブランド・インデックス® (フォー・レディース)」に関する説明資料の出所は、(株)ブランド・ヴェンチャーズです。
- ※ 「ブランド・インデックス®」は、(株)ブランド・ヴェンチャーズの登録商標であり、「ブランド・インデックス®」の算出に係る算出プログラムは、2005年2月現在、特許申請中です。
- ※ 「ブランド・インデックス® (フォー・レディース)」は、「ブランド・インデックス®」の派生インデックスとして、その使用は(株)ブランド・ヴェンチャーズが認めた者に限定されます。

(2) ファンドの仕組み

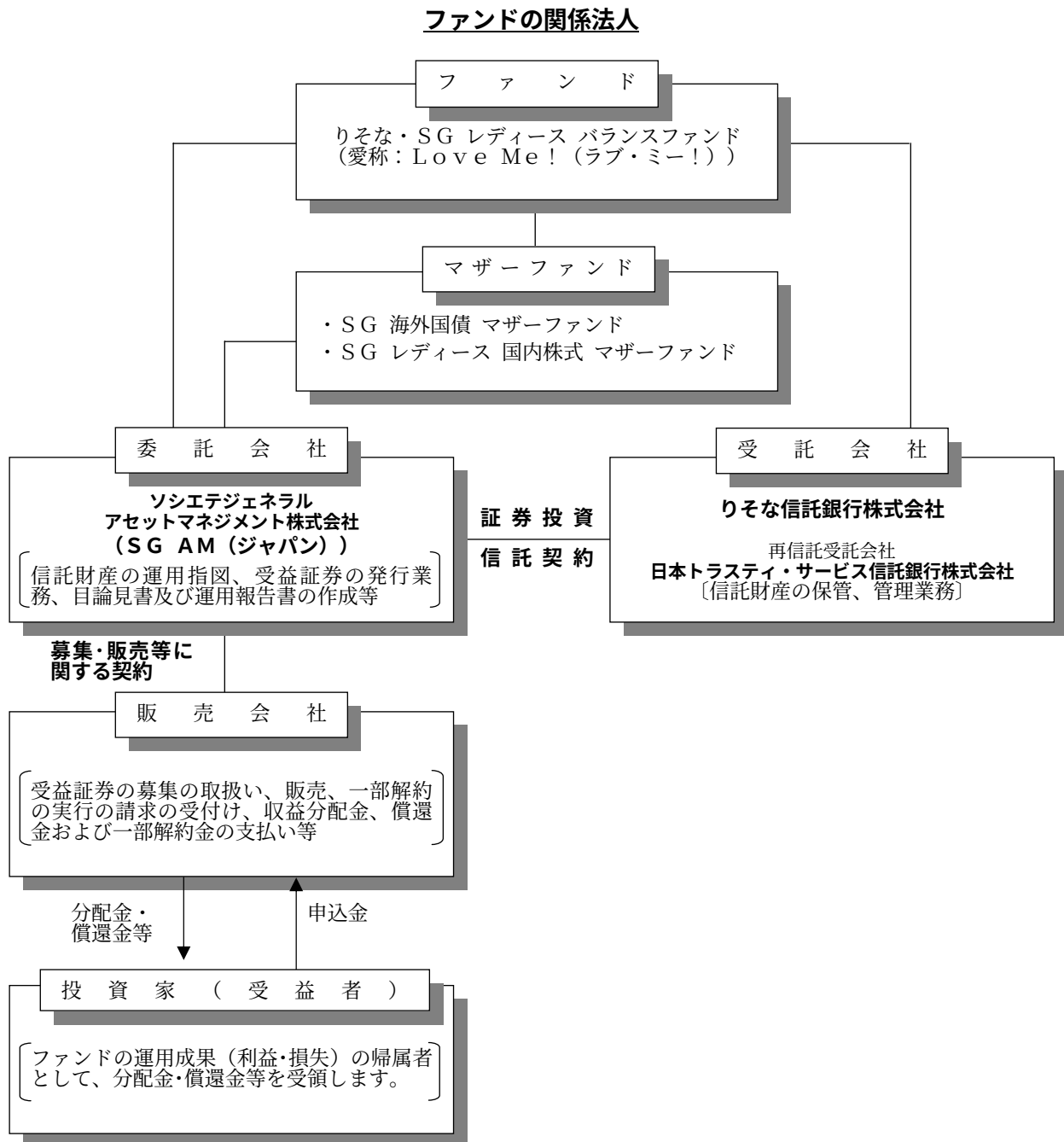
ファンドの仕組みは、以下の通りです。

＜りそな・SG レディース バランスファンドの仕組み＞

外国債券には「SG 海外国債 マザーファンド」を通じて、国内株式には「SG レディース 国内株式 マザーファンド」を通じて投資します。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、受益証券の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	12億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更			
大 株 主	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
の 状 況	ソシエテジェネラル投資顧問（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

（本書提出日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラルを「**SG**」、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGアセット マネジメント**」または「**SG AM**」と表示することがあります。「**SG**」とはソシエテ ジェネラルを表すブランドであり、ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル

SG

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
（本社・フランス パリ）

SG アセット マネジメント
または**SG AM**

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
（ファンドの委託会社 本社・日本 東京）

SG アセット マネジメント（ジャパン）
または**SG AM（ジャパン）**

2 投資方針

(1) 投資方針

① 運用方針

この投資信託は、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

② 投資態度

(イ) 主として「S G 海外国債 マザーファンド」受益証券および「S G レディース 国内株式 マザーファンド」受益証券を投資対象とします。これらのマザーファンドへの投資を通じて、主として外国債券および国内株式に分散投資を行うことにより、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。このほか、外国債券および国内株式に直接投資することがあります。

1 外国債券部分は、「S G 海外国債 マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として日本を除くG7（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（以下「ソブリン債」といいます。）に投資し、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によってはG7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することがあります。

2 国内株式部分は、「S G レディース 国内株式 マザーファンド」受益証券への投資を通じてわが国の証券取引所上場企業のうち、企業ブランド価値の女性による認知度・評価度が高いと考えられる企業の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行います。

(ロ) 資産の実質投資比率は、外国債券への投資を 75%程度、国内株式への投資を 25%程度とすることを基本とします。

(ハ) 原則として実質外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
- (b) 有価証券指数等先物取引にかかる権利
- (c) 有価証券オプション取引にかかる権利
- (d) 外国市場証券先物取引にかかる権利
- (e) 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
- (f) 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
- (g) 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利

- (h) 金銭債権 ((a)、(i)および(k)に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。)
- (i) 約束手形(証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除く。)
- (j) 金融先物取引等にかかる権利
- (k) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの(金融先物取引等を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。)にかかる権利((b)から(g)までに掲げるものに該当するものを除く。)
- (l) 次に掲げるものを信託する信託の受益権 ((a)に掲げるものに該当するものを除く。)
- A 金銭(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。)
- B 有価証券
- C 金銭債権
- (ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形
 - (b) 抵当証券
 - (c) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
- ② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「S G レディース 国内株式 マザーファンド」受益証券及び「S G 海外国債 マザーファンド」受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することができます。

 - (a) 株券または新株引受権証書
 - (b) 国債証券
 - (c) 地方債証券
 - (d) 特別の法律により法人が発行する債券
 - (e) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - (f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。)
 - (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号で定めるものをいいます。)
 - (h) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 2 で定めるものをいいます。)
 - (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(証券取引法第 2 条第 1 項第 5 号の 3 で定めるものをいいます。)
 - (j) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))およ

び新株予約権証券

- (l) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (p) オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
- (q) 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
- (t) 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

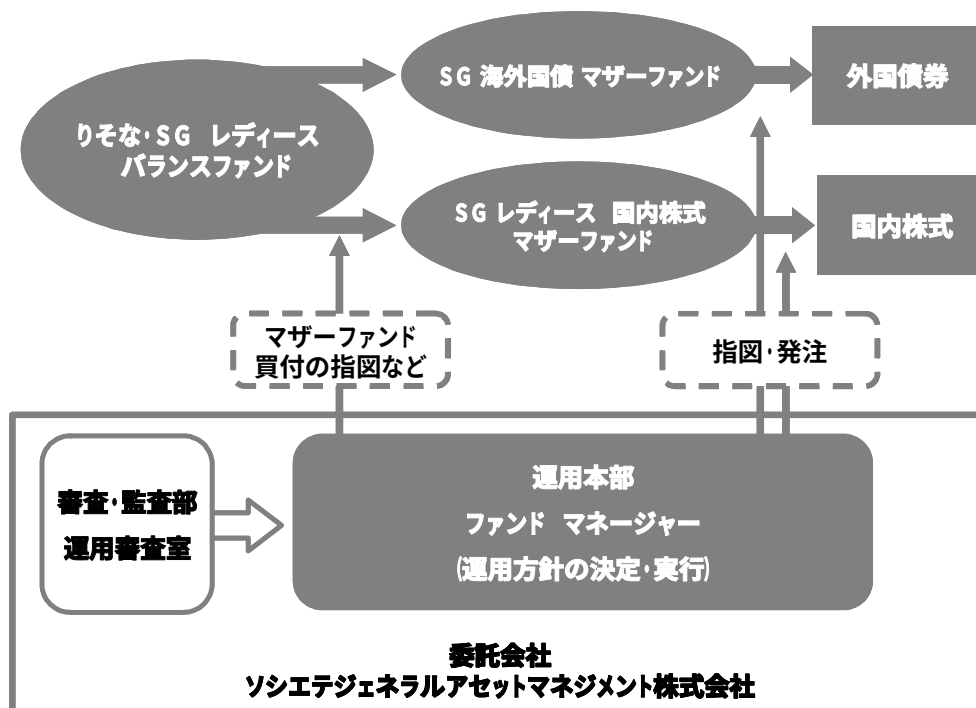
④ その他

- (a) 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- (b) わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとしします。
- (c) わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- (d) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国

の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

- (e) スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (f) 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- (g) 信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- (h) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。
- (i) 公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは担保の提供を行うものとします。
- (j) 信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。

(3) 運用体制



ファンドは、委託会社の運用本部により運用される体制となっています。各ファンドには、リスク管理の観点から投資ルールが定められており、そのルールに沿った運用がされているかどうか、運用審査室でモニターしています。

※上記は本書提出日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 分配方針

① 収益分配方針

毎決算時（平成 17 年 6 月 15 日以降原則として毎月 15 日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額

委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。

(c) 留保額の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

③ 収益分配金の交付

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

「一般コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに、または預り証の提示により収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。「一般コース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5) 投資制限

① 信託約款による投資制限

(イ) 株式への実質投資割合には、制限を設けません（約款「運用の基本方針」）。

(ロ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません（約款「運用の基本方針」）。

(ハ) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします（約款「運用の基本方針」および第22条第1項）。

(ニ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします（約款「運用の基本方針」および約款第19条第4項）。

(ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします（約款「運用の基本方針」および第22条第2項）。

- (ヘ) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします（約款「運用の基本方針」および第 22 条第 3 項）。
- (ト) 投資信託証券（親投資信託を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします（約款「運用の基本方針」および第 19 条第 5 項）。
- (チ) スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません（約款第 24 条第 2 項）。
- (リ) 金利先渡取引および為替先渡取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません（約款第 25 条第 2 項）。
- (ヌ) 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします（約款第 26 条第 1 項）。
- (ル) 信託財産に属さない公社債を売付ける場合、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことができるものとします。ただし、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします（約款第 28 条）。
- (ヲ) 公社債を借入れる場合、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします（約款第 29 条第 2 項）。

② 法令等による投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う、すべての投資信託の投資信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の 50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の 100 分の 50 を乗じた額が、当該信託財産にかかる次の (a) および (b) に掲げる額（これら取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびに (c) および (d) に掲げる額の合計額を下回るものにかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行うことまたは継続することはできません。

- (a) 信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと同類の取引および金融オプション取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいいます。以下、後記 (b)において同じ）および有価証券店頭オプション取引等。（有価証券店頭オプ

ション取引、店頭金融先物取引および選択権付債券売買の売付約定にかかるものを除きます。)

- (b) 信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定にかかるものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる—または複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます。）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使にともない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

<参考情報>

S G 海外国債 マザーファンドについて

1 運用の基本方針

インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2 投資方針

(1)投資対象

世界主要先進国の政府・政府機関等が発行する債券（ソブリン債）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① 主として日本を除く G 7（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（以下「ソブリン債」といいます。）に投資し、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によっては G 7 以外の O E C D 加盟国が発行するソブリン債（原則として A A 格相当以上）に投資することがあります。

- ② 原則として為替ヘッジを行いません。

- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

ただし、資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産とします。

- (a) 有価証券
- (b) 有価証券指数等先物取引にかかる権利
- (c) 有価証券オプション取引にかかる権利
- (d) 外国市場証券先物取引にかかる権利
- (e) 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
- (f) 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
- (g) 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
- (h) 金銭債権（(a)、(i)および(k)に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
- (i) 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第8号に掲げるものを除く。）
- (j) 金融先物取引等にかかる権利
- (k) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定める

もの（金融先物取引等を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）にかかる権利（(b)から(g)までに掲げるものに該当するものを除く。）

(1)次に掲げるものを信託する信託の受益権（(a)に掲げるものに該当するものを除く。）

イ. 金銭（信託財産を主として前記(a)から(k)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）

ロ. 有価証券

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

(b) 抵当証券

(c) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

② 運用の指図範囲

主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）

17. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ④ 前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の1から4までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

4 投資制限

① 信託約款による投資制限

- (a) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- (b) 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。（約款「運用の基本方針」および第13条第4項）
- (c) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。（約款「運用の基本方針」および第16条第1項）
- (d) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。（約款「運用の基本方針」および第13条第5項）
- (e) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。（約款「運用の基本方針」および第16条第2項）
- (f) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。（約款「運用の基本方針」および第16条第3項）
- (g) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。（約款「運用の基本方針」および第13条第6項）

<参考情報>

SG レディース 国内株式 マザーファンドについて

1 運用の基本方針

信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2 投資方針

(1)投資対象

わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① わが国の証券取引所上場企業のうち、女性に企業ブランド価値が認知、評価されている企業の株式に投資します。

- ② 組入銘柄は原則として「Brand INDEX[®] (for Ladies)」採用銘柄とします。ただし、「Brand INDEX[®] (for Ladies)」が算出・公表されなくなった場合はこの限りではありません。

- ・ 「Brand INDEX[®] (for Ladies)」は、株式会社ブランド・ヴェンチャーズが開発し算出・公表する株式指数であり、財務要因や流動性を考慮したうえで、女性による認知度・評価度の高さを基準に選定された銘柄で構成されます。

※ 「Brand INDEX[®]」は、株式会社ブランド・ヴェンチャーズの登録商標であり、「Brand INDEX[®]」の算出に係る算出プログラムは、約款締結日現在、特許申請中です。「Brand INDEX[®] (for Ladies)」は、「Brand INDEX[®]」の派生インデックスとして、その使用は株式会社ブランド・ヴェンチャーズが認めた者に限定されます。

- ③ 株式組入れ比率は原則として高位を保ちます。

ただし、資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産とします。

(a) 有価証券

(b) 有価証券指数等先物取引にかかる権利

(c) 有価証券オプション取引にかかる権利

(d) 外国市場証券先物取引にかかる権利

(e) 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利

(f) 有価証券店頭オプション取引にかかる権利

(g) 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利

(h) 金銭債権（(a)、(i)および(k)に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）

(i) 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第8号に掲げるものを除く。）

(j) 金融先物取引等にかかる権利

(k) 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）にかかる権利（(b)から(g)までに掲げるものに該当するものを除く。）

(l) 次に掲げるものを信託する信託の受益権（(a)に掲げるものに該当するものを除く。）

イ. 金銭（信託財産を主として前記(a)から(k)に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）

ロ. 有価証券

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

(b) 抵当証券

(c) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

② 運用の指図範囲

主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定め

るものをいいます。)

17. 預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)

20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、1の証券または証券、12ならびに17の証券または証券のうち1の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証券のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ④ 前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の1から4までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

4 投資制限

① 信託約款による投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- (b) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。（約款「運用の基本方針」および第16条第1項）
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。（約款「運用の基本方針」および第13条第4項）
- (d) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。（約款「運用の基本方針」および第16条第2項）
- (e) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。（約款「運用の基本方針」および第16条第3項）
- (f) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。（約款「運用の基本方針」および第13条第5項）

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは、株式や債券など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険機構、保険契約者保護機構あるいは投資者保護基金の保護の対象ではありません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

ファンドは分散投資などによりリスクの分散、抑制に努めています。しかし、ファンドの基準価額を変動させる大きな要因となるリスクには主に次のようなものがありますので、十分にご理解いただきご投資くださいますようお願い申し上げます。

なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 価格変動リスク

債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利の上昇局面では下落し、基準価額が下がる要因となります。

また、株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価額が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。

② 信用リスク

債券の発行国の財務状況悪化などにより、利息または償還金の支払いが遅延したり履行されないリスクがあります。

また、株式の発行体の倒産や財務状況の悪化などにより、株価が下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

③ 為替変動リスク

海外の債券に投資するため、為替変動の影響を受けます。一般に、円高が進行した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

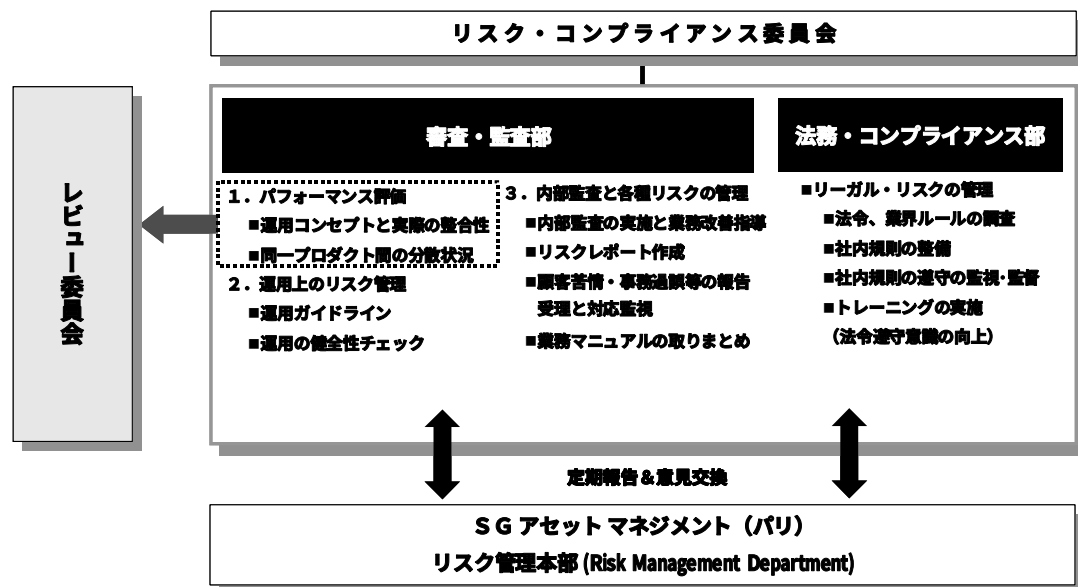
④ ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受ける場合があります。

(2) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



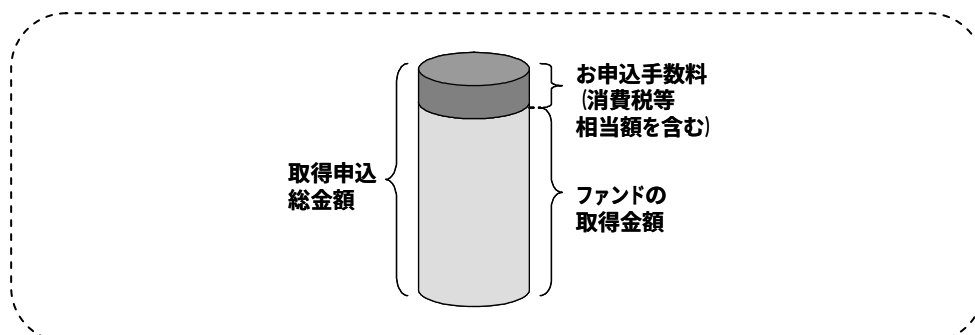
※上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、当初募集期間中においては1口につき1円に、継続募集期間中においては取得申込日の翌営業日の基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、2.1%（税抜き2.0%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



販売会社が個別に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社または委託会社（下記、お問い合わせ先）にお問い合わせください。

委託会社へのお問い合わせ先



ASSET MANAGEMENT

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率 1.344%（税抜き 1.280%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

(単位：％)

販売会社ごとの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	0.6300 (税抜き0.60)	0.6300 (税抜き0.60)	0.0840 (税抜き0.08)
500億円超750億円以下の部分	0.5775 (税抜き0.55)	0.6825 (税抜き0.65)	0.0840 (税抜き0.08)
750億円超1,000億円以下の部分	0.5250 (税抜き0.50)	0.7350 (税抜き0.70)	0.0840 (税抜き0.08)
1,000億円超の部分	0.4725 (税抜き0.45)	0.7875 (税抜き0.75)	0.0840 (税抜き0.08)

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、実際の費用にかかわらず当該計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た金額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。
- ③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5) 課税上の取扱い

① 個別元本方式について

(イ) 個別元本について

- (a) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (b) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(c) ただし、「保護預り」ではない受益証券および記名式受益証券については受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の両コースを通じてそれぞれ取得した場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(d) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、（ハ）収益分配金の課税についてを参照。）。

(ロ) 一部解約時および償還時の課税について

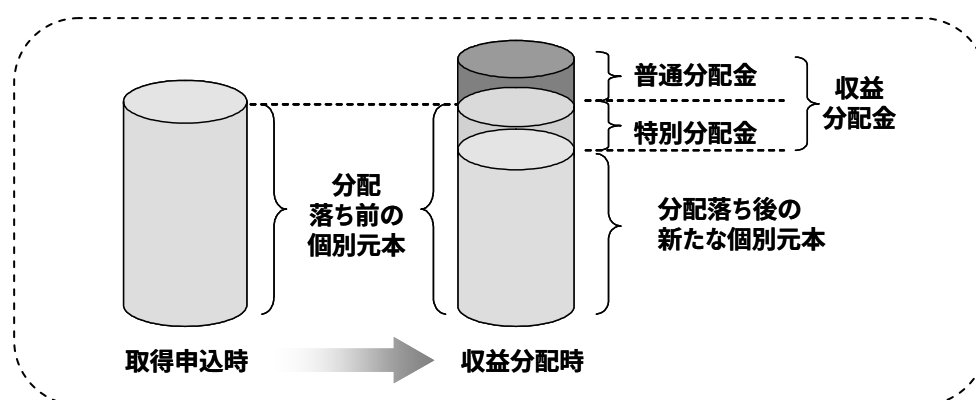
一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(ハ) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



② 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 20 年 3 月 31 日までは 10%（所得税 7%および地方税 3%）、また平成 20 年 4 月 1 日以降は 20%（所得税

15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度(源泉徴収のみで納税が完了する仕組み)が適用されます。

確定申告を行い総合課税の選択をすることも可能です。また、公募株式投資信託の償還時および一部解約時の損失と、株式等譲渡益との通算が可能となります。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成20年3月31日までは7%(所得税7%)、また平成20年4月1日以降は15%(所得税15%)の税率による源泉徴収が行われ、法人の受取額となります。なお地方税に関する源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

- ◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

5 運用状況

ファンドの運用について、有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成17年3月18日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

(1) 投資状況

該当事項はありません。

(2) 投資資産

該当事項はありません。

(3) 運用実績

該当事項はありません。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

- ① 販売会社は、募集期間中の販売会社の営業日において、受益証券の募集・販売の取扱いを行います。ただし、継続募集期間において、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。取得申込みを行う申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。
- ② 受益証券の価額は、当初募集期間においては 1 口 1 円とし、継続募集期間においては取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社へのお問い合わせ先



ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

ASSET MANAGEMENT

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

- ③ 最低申込口数および申込単位は 1 口単位または 1 円単位をもって、販売会社が定める単位とします。また、分配金の受取方法により、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。販売会社によって取り扱う申込コースは異なる場合がありますので、詳しくは販売会社または委託会社へお問い合わせください。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1 万円以上 1 円単位
一般コース	1 万口以上 1 万口単位

- ④ 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、取得申込みの受付の停止、すでに受け付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うことができるものとします。

(2) 換金（解約）手続等

- ① 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約を、もしくは全額をもって解約を申込むことができます。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、解約の申込みの受付は行いません。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

一部解約の申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

- ② 一部解約の価額は、一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
なお手取額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本※1を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額となります。

※1 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

上記についての詳細は前述の「4. 手数料及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

- ③ 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、一部解約の実行の請求の受付けの制限または停止、すでに受け付けた申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。

*買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

	時期	価格決定日	お受取可能日
取得のお申込み	毎営業日 お申込可能*	申込受付日の翌営業日	
ご解約	毎営業日 ご解約受付可能*	解約受付日の翌営業日	解約受付日から5営業日目よりお支払い

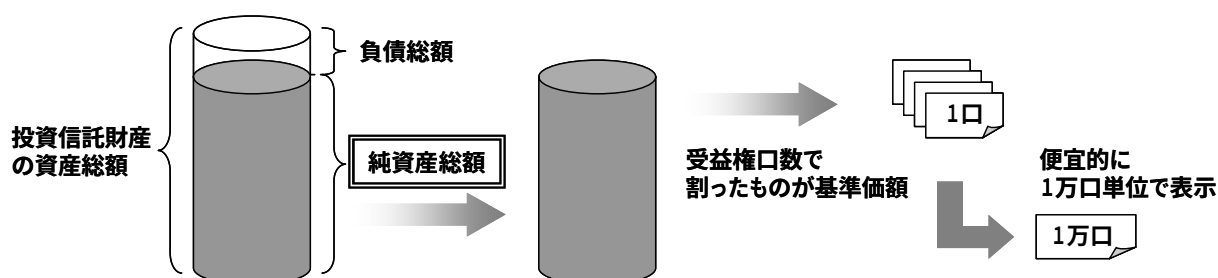
* ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合、取得およびご解約のお申込みの受付けは行いません。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産管理等の概要

資産の評価 <基準価額の算定>

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。



<基準価額の算出頻度と公表>

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社へのお問い合わせ先



ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

ASSET MANAGEMENT

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

また当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「ラブミー」の略称で掲載されます。）

＊なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

信託期間

平成17年3月18日から平成27年3月16日まで*です。

＊ただし信託期間中にこの信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。

計算期間

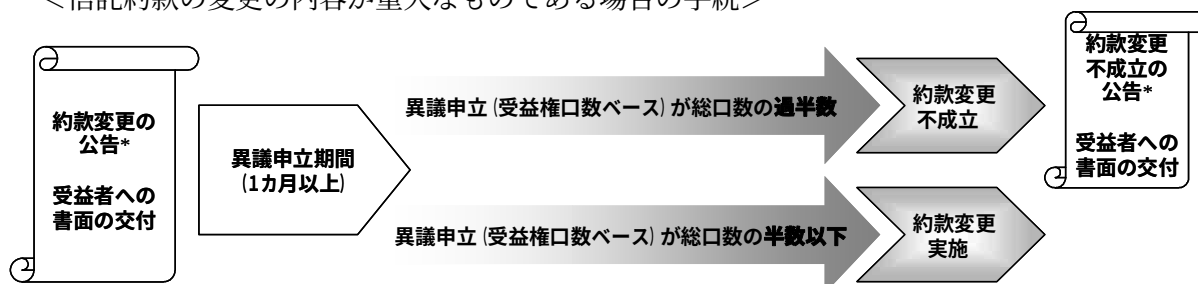
原則として毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成17年3月18日から平成17年6月15日までとします。

＊ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。
- (d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

＜信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続＞



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

信託の終了

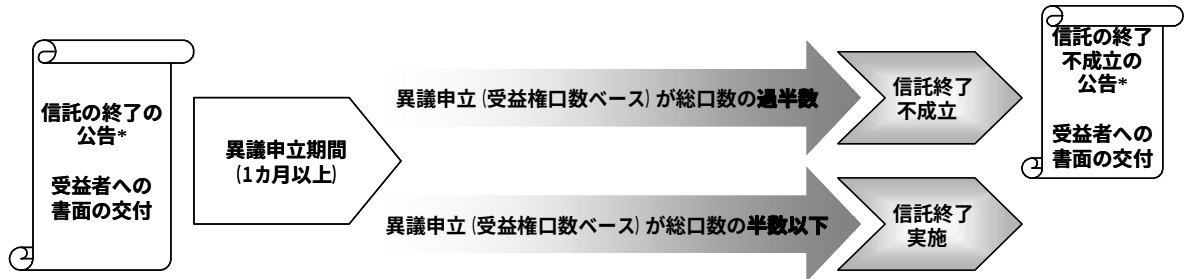
- (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。
- A. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
 - B. やむを得ない事情が発生したとき
 - C. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
- これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1 カ月以上）に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託の終了の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき
- C. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

※監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更 (d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書 毎年3月および9月の決算期末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告 日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を毎年3月および9月の決算期終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成17年3月18日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

なお、ファンドの監査は、新日本監査法人が行います。

1 貸借対照表

該当事項はありません。

2 損益及び剰余金計算書

該当事項はありません。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託会社の定める手続きによって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に申し出ることにより、無記名式受益証券を記名式に、または記名式受益証券を無記名式に変更することができます。また、記名式受益証券を所有している受益者は、委託会社の定める手続きによって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に申し出ることにより、名義書換を請求することができます。ただし、名義書換手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。記名式受益証券から無記名式受益証券への変更および無記名式受益証券から記名式受益証券への変更ならびに名義書換にかかる手数料は徴収しません。

2 受益者名簿

作成いたしません。

3 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式の受益証券の譲渡は、名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「**第三部 ファンドの詳細情報**」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - 2 ファンドの現況
 - (1) 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

追加型株式投資信託

りそな・SG レディース バランスファンド

約款

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

主として「S G 海外国債 マザーファンド」受益証券および「S G レディース 国内株式 マザーファンド」受益証券（各ファンドは親投資信託。以下、両親投資信託を総称して「マザーファンド」という場合があります。）を投資対象とします。このほか、外国債券および国内株式に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

① マザーファンドへの投資を通じて、主として外国債券および国内株式に分散投資を行うことにより、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。

1 外国債券部分は、「S G 海外国債 マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として日本を除くG7（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（以下「ソブリン債」といいます。）に投資し、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によってはG7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することがあります。

2 国内株式部分は、「S G レディース 国内株式 マザーファンド」受益証券への投資を通じてわが国の証券取引所上場企業のうち、企業ブランド価値の女性による認知度・評価度が高いと考えられる企業の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行います。

② 資産の実質投資比率は、外国債券への投資を75%程度、国内株式への投資を25%程度とすることを基本とします。

③ 原則として実質外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券（親投資信託を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月15日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
りそな・SG レディース バランスファンド
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金300億円を上限とし、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができるものとします。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成27年3月16日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については300億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。

以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類、および、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。
- ③ 委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、保護預り契約を結ぶことによって、第1項の受益証券を保管することができます。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

【受益証券の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者の指定する登録金融機関は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する登録金融機関が個別に定めることができるものとします。

- ② 前項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益証券の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。また、取得申込日がニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、取得の申込みの受付を行わないものとします。

- ③ 前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第47条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続きは、第41条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第14条 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【受益証券の再交付】

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

- ② 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合の再交付】

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第17条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

【投資の対象とする資産の種類】

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - ホ. 有価証券店頭指数等先渡取引にかかる権利
 - ヘ. 有価証券店頭オプション取引にかかる権利
 - ト. 有価証券店頭指数等スワップ取引にかかる権利
 - チ. 金銭債権（イ、リおよびルに掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）
 - リ. 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第8号に掲げるものを除く。）
 - ヌ. 金融先物取引等にかかる権利
 - ル. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）にかかる権利（ロからトまでに掲げるものに該当するものを除く。）

- フ. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（イに掲げるものに該当するものを除く。）
 - a. 金銭（信託財産を主としてイからルに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）
 - b. 有価証券
 - c. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
 - ロ. 抵当証券
 - ハ. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

【運用の指図範囲】

第19条 委託者は、信託金を主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたSG レディース 国内株式 マザーファンド受益証券およびSG 海外国債 マザーファンド受益証券（それぞれを親投資信託といいます。両親投資信託を総称してマザーファンドという場合があります。以下同じ。）ならびに第1号から第20号までの有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）

17. 預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証券、第12号ならびに第17号の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割または社債権者割により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項8号および8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項7号および8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【先物取引等の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属すると見なした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を

指図するものとします。

- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項において、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもと

に算出した価額で行うものとします。

- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けけることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【信用取引の指図範囲】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の

純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

【有価証券の保管】

第33条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第34条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】

第35条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第36条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第37条 委託者は、前条の規定による親投資信託受益証券一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第41条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年3月18日から平成17年6月15日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第42条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益

証券作成に関する費用等を含みます。)および受託者の立て替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を以下「諸経費」といいます。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑤ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の128の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配方式】

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第46条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第47条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第

47条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する登録金融機関との間に締結した別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。なお、これらの場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ③ あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑨ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印章の印影を届出印として届け出るものとし、第1項の場合は収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。
- ⑩ 委託者は、前項の規定により押印された印影を届出印の印影と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第48条 受益者が、収益分配金について第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第49条 受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実

行を請求する日が、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、一部解約の実行請求の受付けは行いません。

- ② 受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し受益証券をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを制限または停止することおよび既に受け付けた申込みを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【信託契約の解約】

第50条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- 2. やむを得ない事情が発生したとき
- 3. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ⑦ 委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - 1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - 2. 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき
 - 3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
- ⑧ 委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号および第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

【信託約款の変更】

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第1項から第5項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

第52条 第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第50条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する登録金融機関を通じ受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の場合の取扱い、受託者、委託者および委託者の指定する登録金融機関が協議の上、決定するものとします。

【委託者および受託者の業務引継】

第53条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

- ② 監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第54条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【公告】

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年3月18日（信託契約締結日）

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役社長 右近 徳雄

受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 新井 信彦





投資信託説明書（請求目論見書）
2005.02

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな・SG レディース バランスファンド」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年2月4日に関東財務局長に提出しており、平成17年2月20日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際に請求があった場合に交付される目論見書です。
3. 「りそな・SG レディース バランスファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元金が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成17年 2月 4日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右 近 徳 雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・SG レディース バランスファンド (愛称:「Love Me! (ラブ・ミー!)」)
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額 当初募集期間: 上限300億円 継続募集期間: 上限3,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込(販売)手続等	1
2 換金(解約)手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	7
第4 ファンドの経理状況	8
1 財務諸表	8
2 ファンドの現況	8
第5 設定及び解約の実績	8

第1 ファンドの沿革

平成17年 2月 4日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成17年 3月18日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始予定

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) 販売会社は、募集期間中の販売会社の営業日において、受益証券の募集・販売の取扱いを行います。ただし、継続募集期間において、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。取得申込みを行う申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

- (2) 受益証券の価額は、当初募集期間においては1口1円とし、継続募集期間においては取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。

委託会社へのお問い合わせ先



ASSET MANAGEMENT

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス：<http://www.sgam.co.jp/>

- (3) 最低申込口数および申込単位は、1口単位または1円単位をもって、販売会社が定める単位とします。また、分配金の受取方法により、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。販売会社によって取り扱う申込コースは異なる場合がありますので、詳しくは販売会社または委託会社へお問い合わせください。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位
一般コース	1万口以上1万口単位

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金を再投資する際の買い付けは1口単位からの買い付けが可能となります。収益分配金を再投資する際は、税引き後の収益分配金を、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資します。

また、販売会社によっては、上記の申込単位の他に「定時定額購入コース」を選択することができます。

「自動けいぞく投資コース」および「定時定額購入コース」のいずれの場合も、別に定める自動けいぞく投資契約を販売会社との間に締結していただき、当該契約に規定する申込単位での買い付けとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (4) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、取得申込みの受付けの停止、すでに受付けた取得申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。

2 換金（解約）手続等

- (1) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約を、もしくは全額をもって解約を申込むことができます。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

一部解約の申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

- (2) 一部解約の価額は、一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額を解約価額とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本※1を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額となります。

※1 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

- (3) 受益者が、一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、一部解約の実行の請求の受付けの制限または停止、すでに受け付けた申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。
- (6) 前記(5)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

*買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

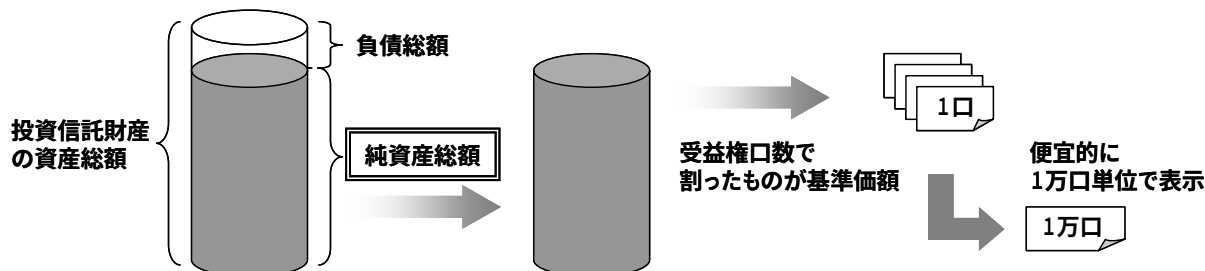
第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社（下記、照会先）に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社へのお問い合わせ先



ASSET MANAGEMENT

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

また当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「ラブミー」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

(2) 保管

受益証券は受益者と販売会社の間に取り交わされる証券投資信託受益証券等の保護預り契約に基づき販売会社に保管を委託できます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。また受益者は、無記名式もしくは記名式で受益証券を保有することができます。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、平成17年3月18日から平成27年3月16日までです。ただし信託期間中に「(5) その他 ⑤ 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ⑤ 信託の終了」をご覧ください。

(4) 計算期間

- ① この信託の計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。ただし第1期の計算期間は、平成17年3月18日から平成17年6月15日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）

が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

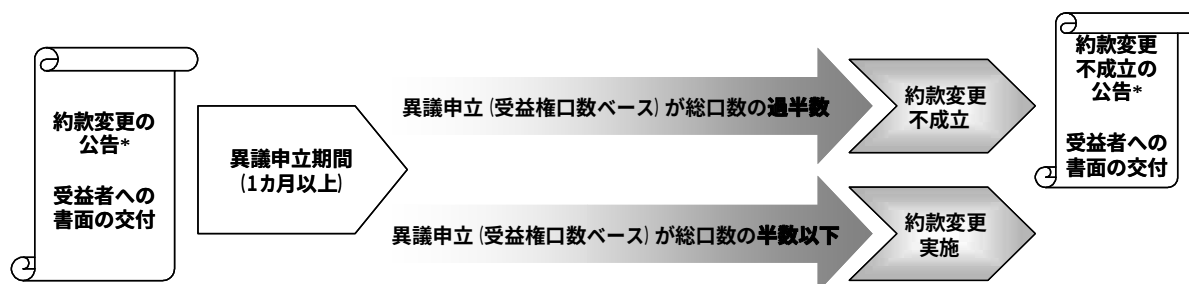
(5) その他

① 償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券等と引換えに販売会社でお支払いします。

② 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ハ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記(イ)から(ハ)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ト) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 販売会社との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年3月および9月の決算期末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社より送付します。

⑤ 信託の終了

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

B. やむを得ない事情が発生したとき

C. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が10億円を下回ることとなったとき

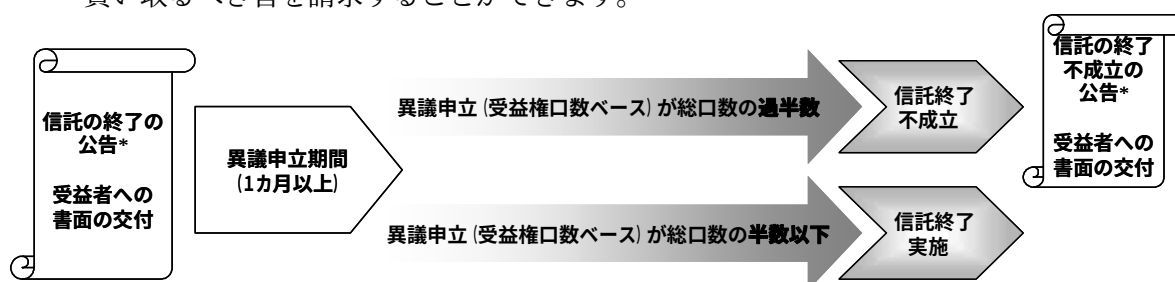
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき
- C. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

※監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「② 信託約款の変更 (二)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 前記「② 信託約款の変更 (へ)」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年3月および9月の決算期終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。
ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成17年3月18日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。

なお、ファンドの監査は、新日本監査法人が行います。

委託者は、ファンドの信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところにより行います。

ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。（ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。）監査証明を受けたファンドの財務諸表は有価証券報告書に掲載されます。

1 財務諸表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

該当事項はありません。

第5 設定及び解約の実績

有価証券届出書提出日現在の該当事項はありません。ファンドは、平成17年3月18日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。



